

一、爭議發生ノ場所

其區芝浦町一ノ二

二、事業主側

(1) 名 稱 極東田漕店

(2) 事業主 高水茂雄

(3) 資本金 六万圓

(4) 事業 貨物運輸

(5) 企業系統 十

(6) 使用勞働者數 十五名(男)

三、勞働者側

(1) 爭議參加勞働者數 十五名

(2) 爭議參加勞働者中組合加入者

関東船夫勞働組合 全部加入

四、爭議發生ノ時

昭和五年九月五日

五、爭議發生ノ原因

本月五日後記ノ如ク嘆願書ヲ提出シタルニ端ヲ發ス
大要求事項及交渉状況

本月五日後記嘆願書ノ事業主ニ提出シ之レニ對ス
ル回答ヲ求メレ為メ本月十七日勞働者側代表日本
運輸勞働組合員岡家博船夫田中猪三郎他數名ノ事
業主ト會見ニ折衝ヲ重ネタル結果嘆願事項中第一
項ニ就テハ船夫ノ不注意ニ因ラスニテ船舶沈没セ
ル等ノ場合ニ限リ見舞金トシテ金拾圓ヲ支給ス